

【 当 日 資 料 】

- 1 平成 21 年度 要介護認定改正の概要について

平成21年度要介護認定改正の概要について

1. 要介護認定調査について

改正点 認定調査項目の変更

現行の「82項目」から14項目が除外され、新たに6項目が追加され、74項目となった。

【 除外された項目 】

【 追加された項目 】

群	調査項目	群	調査項目
第1群	麻痺拘縮	第4群	精神・行動障害
1-2	拘縮（肘関節）	4-13	意味もなく独り言や独り笑いをする
1-2	拘縮（足関節）	4-14	自分勝手に行動する
第4群	特別介護	4-15	話がまとまらず、会話にならない
4-17	じょくそう	第5群	社会生活への適応
4-11	皮膚疾患	5-4	集団への不適応
4-4	飲水	5-5	買い物
第5群	身の回り	5-6	簡単な調理
5-5	電話の利用		
第6群	意思疎通		
6-4	指示への反応		
第7群	問題行動		
7-ウ	幻視幻聴		
7-カ	暴言暴行		
7-ソ	火の不始末		
7-チ	不潔行為		
7-ツ	異食行動		
第10群	廃用の程度に関する調査項目		
10-1	日中の生活		
10-2	環境・参加の状況等の変化		

改正点 調査群編成の変更

現行の「7群」から、「5群」に調査項目の群編成が見直された。

【 旧群編成（～H21.3） 】

【 新群編成（H21.4～） 】

群	内容	群	内容
第1群	麻痺・拘縮に関連する項目	第1群	身体機能・起居動作
第2群	移動等に関連する項目	第2群	生活機能
第3群	複雑な動作等に関連する項目	第3群	認知機能
第4群	特別な介護等に関連する項目	第4群	精神・行動障害
第5群	身の回りの世話等に関連する項目	第5群	社会生活への適応
第6群	コミュニケーション等に関連する項目	その他(1)	特別な医療に関連する項目
第7群	問題行動に関連する項目	その他(2)	日常生活自立度に関連する項目
その他(1)	特別な医療に関連する項目		
その他(2)	日常生活自立度に関連する項目		
その他(3)	廃用の程度に関連する項目		

改正点 調査項目の判断基準の変更

調査項目は、次の評価軸により、「能力」「介助の方法」「有無」の「3つに分類」される。

【 評価軸 及び 選択基準 】

評価軸	選 択 基 準
能力	当該行動について「できる」か「できない」かを、各項目が指定する確認動作を可能な限り試行して評価する項目
介助の方法	具体的に介助が「行われている」か「行われていない」かを確認して評価する項目
有無	障害や現象（行動）が「ある」か「ない」かを確認して評価する項目

この評価軸に従い判断していくが、各調査項目における判断基準の詳細について、一部考え方が変更となった

【 新旧解釈対照表 】

考え方	旧選択基準（～H21.3）	新選択基準（H21.4～）
(1) 日常生活の支障 麻痺・拘縮等	「調査時の状況のみから判断するのではなく、調査対象者等から聞き取った普段の生活状況や身体状況」を踏まえて判断する。	「調査対象者に実際に行ってもらった状況」で判断する。 (評価軸：有無)
(2) 日常生活の支障 精神・行動障害	本人の状況に基づいて個別に、調査対象者、家族等介護者から聞き取り、確認された身体の状況等の情報に基づいて、「総合的に判断」する。	当該行動が「あった」か「なかった」かで判断する。 調査対象者の状況、施設等による予防的な対策、治療の効果も含めて選択肢に示された状況で判断する。 (評価軸：有無)
(3) 頻度(能力) 例) 寝返り等	できたりできなかつたりする場合は、「より頻回な状況」に基づいて判断する。	「調査対象者に実際に行ってもらった状況」で判断する。 (評価軸：能力)
(4) 頻度(介助の状況) 例) 排尿	日によって受けている介助の状況が異なる場合は、「日頃の状況を勘案して総合的に判断」する。	「一定期間(調査日より概ね一週間)の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況」で選択する。 (評価軸：介助の方法)
(5) 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合 例1) 金銭の管理 例2) 洗身	調査項目により、解釈にばらつきがあった。 例1) 調査対象者の身の回りの物品の管理状況、計算能力に基づいて「総合的に判断」する。 例2) 能力があっても介助が行われている場合は、「実際に行われている介助の程度」によって判断する。	「実際に行われている介助の状況」で判断する。 (評価軸：介助の方法)
(6) 行為を行っていない場合 例) 清潔行為	「調査対象者の能力を総合的に勘案」し判断する。	「介助自体が全く発生していない」ため、「介助されていない」と判断する。 (評価軸：介助の方法)

(6)については、独居者や被虐待者で、適切な介助がなされていないと判断される場合は、必要な介助量を推測して判断することとなっている。

今回の変更により、特に(6)の「行為を行っていない場合」については、「食事」の項目を例に挙げれば、重度寝たきりの方などが経管栄養・点滴などにより、経口から食事を摂取していない場合、「介助されていない」に判断される。この点をはじめ、従来と比較して介護の手間(時間)が少なく見積もられ、その結果、軽度の認定がなされるのではないかと懸念されている。

このような懸念に対する国民の声を受け、H21.4.13に厚生労働省は「第1回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」を開催し、今後要介護認定の改正について、継続して検証することを決定している。(詳細は別紙参照)

2. 主治医意見書について

主治医意見書における、4「生活機能とサービスに関する意見」の(5)「医学的管理」において、「看護職員の訪問による相談・支援」という項目が追加された。

3. 要介護認定審査会について

改正点 一次判定ソフトの見直し

平成19年に実施した高齢者介護実態調査(1分間タイムスタディ対象者3,500人)のデータを基に、同年のモデル事業第1次(129市町村、34,401人)、平成20年のモデル事業第2次(全市町村、対象者30,817人)の実施を経て新たな認定ソフト(2009版)を作成した。

改正点 要介護(支援)度の区分変更における考え方の見直し

これまで、要介護(支援)度の区分(以下「要介護度」という。)を変更する際には、調査票や主治医意見書の記載を基に介護の手間を加味した上で、各介護度の状態像の例を基本とし、参考指標を参考にしながら要介護度そのものの変更を実施していたが、今回、状態増の例や参考指標が廃止された。

これは、要介護度は一次判定のみならず二次判定においても、要介護認定基準時間により、決定することを厳密化するということにつながっている。

よって二次判定においては、調査票や主治医意見書の記載内容から判断し、一次判定に反映されていない介護の手間の増減がある場合、一次判定の基準時間を増減させることとされ、その結果、当該基準時間がどの要介護度の範囲であるかで、要介護度を決定するものとなった。

改正点 一次判定における要介護1と要支援2の区分の実施

これまで要介護1と要支援2は、一次判定では要介護1相当と表示されたものを2次判定で認知症の有無や状態の維持改善可能性などにより区分していたが、今回の改正により、一次判定においてそれぞれ区分されることとなった。

なお、状態の維持改善の可能性の検証については、これまでどおり実施し、最終的な判定を行う。

要介護認定の見直しに係る検証・検討について

今回の要介護認定の見直しに伴い、国は一定期間、この見直しを検証していくこととし、本年4月13日「第1回要介護認定の見直しに係る検証・検討会」を開催し、同時に要介護認定の経過措置を実施することとした。経過措置の内容については次のとおり。

要介護認定の経過措置について

次の実施期間において、対象者に対して希望により、前回の要介護度と同様にする等のもの。

1. 実施期間について

検証が終了するまでの期間（よって期間は未定）

2. 対象者について

4月1日以降に申請した「更新申請」を対象

3. 経過措置の実施手順

経過措置実施そのものの希望の有無の選択

経過措置制度における「希望により、前回の要介護度と同様にする等」を希望するかどうかを選択する。

を希望した場合の手順

経過措置による適用を希望した場合、希望調書により、次に掲げる希望内容から選択し、被保険者等に意思表示をしてもらう。

ア．今回の判定で前回の介護度より軽度の判定がなされた場合、前回と同様の要介護度とする。（重度になった場合は、そのまま重度の認定でよい）

イ．今回の判定で前回の介護度より重度の判定がなされた場合、前回の軽度の要介護度とする。（軽度となった場合は、そのまま軽度の認定でよい）

ウ．前回より重度となっても軽度となっても、前回の要介護度でよい。

認定までの手順

通常の審査を実施し、その後、申請者の希望に沿った判定を行う。その上で、保険者である市が認定を行う。

国（厚生労働省）への報告

通常での審査判定結果と、希望による最終的な認定結果を厚生労働省へ報告。
この結果を基に厚生労働省で検証を行っていく。